

山梨県営野呂川発電所など水力発電所 5 箇所の売電に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 10 日

山梨県公営企業管理者 齊藤 武彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
山梨県営野呂川発電所など水力発電所 5 箇所の売電
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 期間
契約期間：契約締結の翌平日から令和 11 年 3 月 31 日まで
売電期間：令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時まで（2 年間）
- (4) 予定売電電力量
令和 9 年度 111,823,000kWh
令和 10 年度 88,703,000kWh

2 資格要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を参加申込み時点で全て満たすものとする。

なお、入札は複数の構成員による共同企業グループ（以下「グループ」という。）でも可能とするが、この場合、あらかじめグループの代表者を定めることとし、（8）の要件についてはグループの代表者が満たし、その他の要件についてはグループの全構成員が満たすものとする。

また、代表者は、当該一般競争入札に関するグループの取り纏めや手続等を担当するものとする。

なお、契約締結後は、グループの構成員は共同連帯して契約内容を履行し、代表者は、山梨県企業局との各種手続を代表して行うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「山梨県物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づき入札参加停止に該当しないと認められる者であること。
- (3) 山梨県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者を有する法人でないこと。
- (4) 直近の事業年度の消費税及び地方消費税並びに山梨県に事務所又は事業所（2 以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所）を有する法人（以下「県内業者」という。）にあっては県税、山梨県に事務所又は事業所を有しない法人（以下「県外業者」という。）にあっては法人税について未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売り電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- (8) 令和 7 年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が 100,263,000kWh（仕様書 4（3）に示す令和 9 年度及び令和 10 年度の平均予定売電電力量）以上あること。

- (9) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (10) これまでに電力広域的運営推進機関の定款第55条の2第5項に定める容量拠出金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、定款第57条および業務規程第32条の4第3項に基づきその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (11) 債務超過の状態になく、かつ累積欠損を有していないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札・契約の手続に関する問合せ先
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県企業局電気課
(課長) 土橋 一満 (担当) 小林 裕也、内田 峰雅
電話 055-223-5389 (直通)
F A X 055-223-5393
E-mail kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp
- (2) 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付方法
山梨県企業局電気課のホームページからダウンロードすることができる。
(<https://www.pref.yamanashi.jp/kg-denki/index.html>)

4 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出期間
令和 8 年 8 月 1 0 日（月）から令和 8 年 9 月 1 1 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の平日午前 9 時から午後 5 時までの間とし、午後 0 時から 1 時の間は除く。
- (2) 提出場所
3（1）に同じ
- (3) 提出方法
持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）によるものとし、提出期限内必着とする。
- (4) 提出書類
以下の書類を各一通、申請書に添付して提出すること。グループの場合は、全構成員が各資料を提出すること。
 - a. 登記簿謄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）
 - b. 印鑑証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）
 - c. 前事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
 - d. 小売電気事業者の登録を証するもの
 - e. 令和 7 年度の電気の販売実績を証するもの
 - f. 納税証明書（国税、県税）
(「税の未納はない」旨記載してあるもの)

(申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)

【県内業者】

- ・ 山梨県の県税納税証明書
- ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その3の3」）

【県外業者】

- ・ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その3の3」）

(5) その他

申請書等を提出した者に対し、その記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
なお、申請書等の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

5 参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、4の(1)の提出期間内に提出した申請者に対して、参加資格の確認結果通知書を令和8年9月17日(木)までに郵送により送付する。

6 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5による資格審査の結果を通知した日から、一般競争入札の落札決定の日までとする。

7 入札手続き等

入札説明書のとおり